

第1回安全・維持管理部会における主な指摘事項と対応

	指摘事項	対応
資料3	安全性を評価することは、非常に大切だが、大変に困難。人命の確保を図っていければ、国全体の安全確保のボトムアップにつながる。	技術基準に安全性の水準を明記し、新たに設ける適合性評価制度の下で、施設の安全性の確認を実施する。中間報告に反映（あるべき姿：2. ①）
ついで	地震・津波の切迫性が指摘される地域の安全対策を、先導的に推進してはどうか。	個々の港湾施設から構成される港湾空間全体の適切な管理手法を検討し、地震・津波の切迫性が指摘される地域の安全対策を先導的に推進する。中間報告に反映（施策：3. ④）
	港湾の施設は、全てが絶対的安全を求められる施設だけでなく、防波堤の期待滑動量のように相対的安全を求められる施設もあり、建築や鉄道と単純に横並びで比較できるものではない。	港湾の特性を踏まえた要求性能・性能規定を定め、それらの性能を確認するための適合性評価制度とする。中間報告に反映（あるべき姿：2. ①）
	建築基準法は基本的に造る時の規制である。維持管理段階での性能確保を検討する場合、建築の例に引張られるべきではない。	適合性評価制度は、設計段階での性能確保の手段として整備。維持管理段階での性能確保については、港湾の特性を踏まえた国と港湾管理者の適切な役割分担をもとに制度を構築する。中間報告に反映（あるべき姿：2. ①、②）
	建築基準法では、一定の資格要件を満たす建築主事が性能評価を行っている。港湾における第三者機関の評価員の資格要件はどのようにするのか。	指定性能評価機関の要件の1つとして、高度な技術力の有無を定める予定。中間報告に反映（主要な施策：1. ②）
	評価認定制度により評価を受けた施設に瑕疵が生じた場合、責任関係をどうするか。	指定性能評価機関の要件の1つとして、損害賠償請求能力を定める予定。従って、当該機関は、保険等への加入によって、性能評価の瑕疵に対応することとなる。中間報告に反映（主要な施策：1. ②）
	アウトカムとしての要求性能と、アウトプットとしての性能規定の関係を整理すべき。	「土木・建築にかかる設計の基本」（平成14年、国土交通省）に基づき、港湾の基準においては、施設に求める要求性能を告示に定め、それを照査する性能規定を、解釈基準として定める予定。（現状：技術基準の性能規定化）

	指摘事項	対応
資料4	<p>地方分権が進められているが、国がしっかり整備、維持管理しないといけない部分もある。ただし、全ての施設を国が整備、維持管理するのではなく、スクラップしたり、みなと観光の利用の場に転換するなど、港湾機能の再編が必要な場合もある。。</p>	<p>国と地方の役割分担の方法、手続きについて検討。国有港湾施設については、国による点検・監査を強化するとともに、全国的、広域的な施設については、国が自ら当該施設を管理することを検討。中間報告に反映（主要な施策：2. ①、③、④）</p> <p>国有港湾施設のうち、直轄基準に該当しないものは地方に移管する等国の保有の範囲についても検討。中間報告に反映（主要な施策：3. (3)）</p>
	<p>港湾の維持管理によって利益を得るものが適切に費用負担する仕組みが必要。</p>	<p>一般に、国有港湾施設であっても地域経済、市民福祉にも密接に関連するため、基本的には港湾管理者に管理委託し港湾管理者の費用負担で維持管理することとするが、もっぱら国の政策実現の観点や個々の港湾管理者では適切な維持管理が困難な広域性や技術的困難性を有する施設については、地方との費用分担の下に国が自ら維持管理する選択肢も検討。中間報告に反映（主要な施策：2. ①、③、④）</p>
	<p>港湾施設には、収益施設と安心・安全の様な非収益施設があるため、管理問題は区分して考える必要がある。港湾にはいろいろ制度があるため、ある程度のテーマを絞って議論したら良い。</p>	<p>国が管理を行う場合の国と地方の費用負担については、収益施設と非収益施設に区分して検討（資料4）</p> <p>本部会では、もっぱら整備、保有、維持管理の主体と責任、費用負担の範囲について議論頂きたい。</p>